



島根県報

平成24年8月10日（金）

第2,417号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
換地計画書の縦覧	（農村整備課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（　　　　　）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（　　　　　）	3
公有水面埋立ての免許	（漁港漁場整備課）	3

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	5
-----------------------------	---------	---

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	6
---------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第471号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
益田市訪問看護・介護 ステーション 株式会 社さくらんぼ	訪問看護	益田訪問看護・介護ステ ーション さくらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年 8月 6日
	介護予防訪問看護			
益田市訪問看護・介護 ステーション 株式会 社さくらんぼ	福祉用具貸与	益田福祉用具事業所 さ くらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年 8月 1日
	介護予防福祉用具 貸与			
益田市訪問看護・介護 ステーション 株式会 社さくらんぼ	特定福祉用具販売	益田福祉用具事業所 さ くらんぼ	益田市駅前町3-19	平成24年 8月 1日
	特定介護予防福祉 用具販売			

島根県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原地区（日向工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第473号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成24年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
邑智中央地区農道事業（県営一般農道整備事業）	平成24年 1月23日
千酌地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成24年 3月15日

島根県告示第474号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市大社町杵築東字鶴山3241-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。
(関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第475号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市金城町長田イ467-1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第476号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成24年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 免許年月日
平成24年 8月 1日
- 2 免許受人
松江市殿町1番地
島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域

ア 位置

松江市鹿島町御津字岩ガラ351番2及び360番2の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 御的山四等三角点（北緯35度32分13秒9544、東経133度02分47秒9249、以下「原点」という。）から、276度27分13秒、1833.37メートルの地点

②の地点 ①の地点から304度56分07秒、20.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から214度56分07秒、10.47メートルの地点

④の地点 ③の地点から124度54分09秒、10.06メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から124度45分04秒、9.74メートルの地点

ウ 面積

208.10平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 埋立地

(7) 位置

松江市鹿島町御津字岩ガラ351番2の一部並びに351番2、360番1及び360番2の地先公有水面

(イ) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 埋立区域で定める原点から276度48分48秒、1791.84メートルの地点

Bの地点 Aの地点から305度15分32秒、81.17メートルの地点

Cの地点 Bの地点から214度53分55秒、88.20メートルの地点

Dの地点 Cの地点から122度36分57秒、49.07メートルの地点

Eの地点 Dの地点から35度51分56秒、56.05メートルの地点

Fの地点 Eの地点から124度51分28秒、30.23メートルの地点

(ウ) 面積

5,238.50平方メートル

イ 埋立土砂採取地

(7) 位置

松江市鹿島町御津の第2種御津漁港内東沖防波堤南側の公有水面

(イ) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 埋立区域で定める原点から279度21分04秒、1718.98メートルの地点

ロの地点 イの地点から351度02分18秒、128.68メートルの地点

ハの地点 ロの地点から284度12分16秒、101.83メートルの地点

ニの地点 ハの地点から161度52分06秒、140.61メートルの地点

(ウ) 面積

10,630.58平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

公

告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成24年8月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- (1) 係留施設一式及びその他附属物一式 3基
- (2) 船舶 2隻その他附属物一式

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時

(1) 場所

二級河川堀川水系堀川

- ア ご縁橋上流約50メートルの右岸に係留されていた船舶及びその他附属物一式
- イ ご縁橋上流約60メートルの右岸に設置されていた係留施設一式及びその他附属物一式
- ウ ご縁橋上流約140メートルの右岸に係留されていた船舶及びその他附属物一式
- エ 宇迦橋下流約120メートルの右岸に設置されていた係留施設一式及びその他附属物一式
- オ 宇迦橋上流約120メートルの右岸に設置されていた係留施設一式及びその他附属物一式

(2) 日時

- ア 平成24年7月19日9時00分から同日10時00分まで
- イ 平成24年7月19日15時15分から同日15時40分まで
- ウ 平成24年7月19日11時10分から同日13時10分まで
- エ 平成24年7月19日15時40分から同日16時40分まで
- オ 平成24年7月20日9時30分から同日9時55分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

- ア 平成24年7月19日10時00分
- イ 平成24年7月19日15時40分
- ウ 平成24年7月19日13時10分
- エ 平成24年7月19日16時40分
- オ 平成24年7月20日9時55分

(2) 場所

出雲市大社町修理免字堀川尻1685番5

4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の掲示
- (2) 所有者等であることを証明する書類の掲示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 (0853) 30-5632

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第86号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成24年 8月10日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	平成24年12月12日（水）午前9時から正午まで	30人
	実技試験	平成25年 1月30日（水）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務2級	学科試験	平成24年12月12日（水）午前9時から正午まで	30人
	実技試験	平成25年 1月16日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成24年11月 5 日（月）から同月 9 日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のアに該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

カ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のイに該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

16,000 円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 その他

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。